

# 令和2年度 市民税・県民税申告書の手引

## 兼国民健康保険税申告書

**申告期限は3月16日です。**

**本 巢 市**

この申告は、あなたの市民税・県民税の課税資料、所得証明書などの資料となるものです。下記を参考とし、申告が必要な場合は必ず提出してください。

なお、令和2年2月17日（月）から3月16日（月）まで、市内申告会場において「市民税・県民税の申告相談」を実施しますのでご利用ください。

市民税・県民税の申告書には、個人番号（マイナンバー）の記入が必要です。それに伴う本人確認も必要となりますので、提出の際は申告者本人のマイナンバーカード、もしくはマイナンバーが確認できる書類（通知カードまたはマイナンバー入りの住民票の写し等）と身元確認書類（運転免許証、健康保険証等）を持参してください。

### 申告をしなければならない人

令和2年1月1日現在、本巢市に居住し下記に該当する人

- (1) 前年中（平成31年1月1日～令和元年12月31日）に所得があった人
- (2) 給与所得者で
  - ア 勤務先から給与支払報告書が提出されなかった人（日雇、パートなどで働いている人を含む。）
  - イ 給与所得以外の所得（営業、農業、不動産、利子、配当、譲渡など）があった人  
(注) 所得税では通常、給与所得以外の所得の合計額が20万円以下の場合、確定申告の必要はありませんが、市民税・県民税については申告しなければなりません。
  - ウ 雑損控除や医療費控除または寄附金税額控除などの各種控除を受けようとする人
- (3) 公的年金等所得者で、確定申告義務がない人（公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ公的年金等にかかる雑所得以外の所得金額が20万円以下の人）のうち、公的年金等の源泉徴収票にある控除以外の諸控除（医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除など）を受けようとする人

### 申告をしなくてもよい人

- 1 令和元年年分の所得税の確定申告書を提出した人（又は提出する予定の人）
- 2 前年中の所得が給与所得のみで、勤務先から本巢市に給与支払報告書が提出されている人

### 国民健康保険税の申告が必要な人

- 1 前年中に所得がなかった人も、申告書裏面の『通信欄』に状況などを記入して提出してください。
- 2 この申告書は、国民健康保険税の課税資料（軽減措置の対象）にもなりますので、該当する人は必ず申告してください。

### 申告に必要なもの

- 1 市・県民税申告書（申告会場に設置しています。）
- 2 印鑑（朱肉を使用するもの）
- 3 マイナンバーの番号確認、身元確認書類（運転免許証など）
- 4 前年中の所得のわかるもの（給与や年金所得者は源泉徴収票、事業所得者は収入金額及び必要経費を記録した書類）
- 5 所得控除および税額控除に必要な各種領収書または証明書（医療費、国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料、生命保険料、地震保険料、寄附金などで前年中に支払った金額がわかるもの）

### 提出・お問い合わせ先

市民税・県民税に関すること 〒501-1292 本巢市文殊324番地 本巢市役所 本庁舎 税務課 ☎0581-34-5022（直通）

国民健康保険税に関すること 〒501-0494 本巢市下真桑1000番地 本巢市役所真正分庁舎 市民課 ☎058-323-7750（直通）

3 所得から差し引かれる金額に関する事項 及び 4 所得から差し引かれる金額

⑩	社会保険料控除	あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族が負担すべき健康保険・国民年金・厚生年金・介護保険などを支払った場合に控除されます。 社会保険料控除…支払った保険料又は掛金の全額																																									
⑪	小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済等掛金（第一種共済契約）または心身障害者扶養共済の掛金などを支払った場合に控除されます。小規模企業共済等掛金控除額…支払った掛金の全額																																									
⑫	生命保険料控除	あなたやあなたの親族を受取人とする生命保険料や個人年金保険料、介護医療保険料を支払った場合に控除されます。 生命保険料控除額…支払った新旧一般の生命保険料分、新旧個人年金分、介護医療分の各保険料の計を元に計算された金額の合計額（最高限度額 70,000 円） ※生命保険料控除額は、4 ページの●生命保険料控除【控除の計算】から算出してください。																																									
⑬	地震保険料控除	あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族が所有している家屋・家財などを保険の目的とした地震保険・損害保険など、または傷害、医療費の支払いを保険の目的とした損害保険契約などの保険料または掛金を支払った場合に控除されます。 地震保険…地震等により被った損害部分に対して保険金等が支払われる保険 旧長期損害保険…満期返戻金があり保険期間または共済期間が 10 年以上の保険（最高限度額 25,000 円） ※地震保険料控除額は、4 ページの●地震保険料控除【控除の計算】から算出してください。																																									
⑭	寡婦控除	あなたが、次の事項に該当する場合に控除されます。 1) 夫と死別または離婚した後に再婚していない人、あるいは夫の生死が明らかでない場合で、扶養親族又は生計を一にする子（前年中の合計所得金額が 38 万円以下）を有する人 2) 夫と死別した後に再婚していない人、あるいは夫の生死が明らかでない場合で前年中の合計所得金額が 500 万円以下の人	控除額 260,000 円																																								
⑭	特別寡婦控除	寡婦控除適用者のうち、扶養親族である子を有し、かつ前年中の合計所得金額が 500 万円以下の人	300,000 円																																								
⑭	寡夫控除	妻と死別または離婚した後に再婚していない人、あるいは妻の生死が明らかでない場合で、生計を一にする子（前年中の合計所得金額が 38 万円以下）を有し、かつ前年中の合計所得金額が 500 万円以下の人	260,000 円																																								
⑮	勤労学生控除	あなたの前年中の合計所得金額が 65 万円以下で、自己の勤労によらない所得が 10 万円以下の勤労学生の場合に控除されます。	260,000 円																																								
⑯	障害者控除	あなたやあなたの控除対象配偶者及び扶養親族（16 歳未満の扶養親族を含む）が身体障害者手帳に身体上の障害がある旨の記載がされている人、戦傷病者手帳の交付を受けている人、常に病床についており複雑な介護を必要とする人などに該当する場合に控除されます。	260,000 円																																								
⑯	特別障害者控除	障害者控除適用者のうち障害の程度が重い人（常時心神喪失の状態にある人、重度の知的障害のある人、身体障害者手帳に記載された障害の程度が 1 級又は 2 級の人など）に該当する場合に控除されます。	300,000 円																																								
⑯	同居特別障害者控除	特別障害者である控除対象配偶者や扶養親族で、あなたやあなたの配偶者もしくはあなたと生計を一にする親族との同居を常況としている場合に控除されます。	530,000 円																																								
⑰	配偶者控除	あなたの前年中の合計所得金額が 1,000 万円以下で、あなたと生計を一にする配偶者（内縁関係は含まれません。前年の途中で死亡した場合は含まれます。）で、前年中の合計所得金額が 38 万円以下の人（事業専従者を除く）を扶養している場合に控除されます。 控除額 <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th colspan="3">あなたの合計所得金額</th> </tr> <tr> <td></td> <td>～900 万円</td> <td>～950 万円</td> <td>～1,000 万円</td> </tr> <tr> <td>一般の控除対象配偶者</td> <td>330,000 円</td> <td>220,000 円</td> <td>110,000 円</td> </tr> <tr> <td>老人控除対象配偶者</td> <td>380,000 円</td> <td>260,000 円</td> <td>130,000 円</td> </tr> </table>	区分	あなたの合計所得金額				～900 万円	～950 万円	～1,000 万円	一般の控除対象配偶者	330,000 円	220,000 円	110,000 円	老人控除対象配偶者	380,000 円	260,000 円	130,000 円																									
区分	あなたの合計所得金額																																										
	～900 万円	～950 万円	～1,000 万円																																								
一般の控除対象配偶者	330,000 円	220,000 円	110,000 円																																								
老人控除対象配偶者	380,000 円	260,000 円	130,000 円																																								
		老人控除対象配偶者…控除対象配偶者のうち昭和 25 年 1 月 1 日以前に生まれた人（70 歳以上の人）																																									
⑱	配偶者特別控除	あなたの前年中の合計所得金額が 1,000 万円以下で、あなたと生計を一にする配偶者（内縁関係は含まれません。前年の途中で死亡した場合は含まれます。）で、控除対象配偶者に該当しない者の合計所得金額が 123 万円以下（事業専従者を除く）の場合は 33 万円を限度として下表で求めた金額が控除されます。 控除額 <table border="1"> <tr> <th>配偶者の合計所得金額</th> <th colspan="3">あなたの合計所得金額</th> </tr> <tr> <td></td> <td>～900 万円</td> <td>～950 万円</td> <td>～1,000 万円</td> </tr> <tr> <td>380,001 円～900,000 円</td> <td>330,000 円</td> <td>220,000 円</td> <td>110,000 円</td> </tr> <tr> <td>900,001 円～950,000 円</td> <td>310,000 円</td> <td>210,000 円</td> <td>110,000 円</td> </tr> <tr> <td>950,001 円～1,000,000 円</td> <td>260,000 円</td> <td>180,000 円</td> <td>90,000 円</td> </tr> <tr> <td>1,000,001 円～1,050,000 円</td> <td>210,000 円</td> <td>140,000 円</td> <td>70,000 円</td> </tr> <tr> <td>1,050,001 円～1,100,000 円</td> <td>160,000 円</td> <td>110,000 円</td> <td>60,000 円</td> </tr> <tr> <td>1,100,001 円～1,150,000 円</td> <td>110,000 円</td> <td>80,000 円</td> <td>40,000 円</td> </tr> <tr> <td>1,150,001 円～1,200,000 円</td> <td>60,000 円</td> <td>40,000 円</td> <td>20,000 円</td> </tr> <tr> <td>1,200,001 円～1,230,000 円</td> <td>30,000 円</td> <td>20,000 円</td> <td>10,000 円</td> </tr> </table>	配偶者の合計所得金額	あなたの合計所得金額				～900 万円	～950 万円	～1,000 万円	380,001 円～900,000 円	330,000 円	220,000 円	110,000 円	900,001 円～950,000 円	310,000 円	210,000 円	110,000 円	950,001 円～1,000,000 円	260,000 円	180,000 円	90,000 円	1,000,001 円～1,050,000 円	210,000 円	140,000 円	70,000 円	1,050,001 円～1,100,000 円	160,000 円	110,000 円	60,000 円	1,100,001 円～1,150,000 円	110,000 円	80,000 円	40,000 円	1,150,001 円～1,200,000 円	60,000 円	40,000 円	20,000 円	1,200,001 円～1,230,000 円	30,000 円	20,000 円	10,000 円	
配偶者の合計所得金額	あなたの合計所得金額																																										
	～900 万円	～950 万円	～1,000 万円																																								
380,001 円～900,000 円	330,000 円	220,000 円	110,000 円																																								
900,001 円～950,000 円	310,000 円	210,000 円	110,000 円																																								
950,001 円～1,000,000 円	260,000 円	180,000 円	90,000 円																																								
1,000,001 円～1,050,000 円	210,000 円	140,000 円	70,000 円																																								
1,050,001 円～1,100,000 円	160,000 円	110,000 円	60,000 円																																								
1,100,001 円～1,150,000 円	110,000 円	80,000 円	40,000 円																																								
1,150,001 円～1,200,000 円	60,000 円	40,000 円	20,000 円																																								
1,200,001 円～1,230,000 円	30,000 円	20,000 円	10,000 円																																								
⑲	扶養控除	あなたと生計を一にする親族で、前年中の合計所得金額が 38 万円以下の人（事業専従者を除く）を扶養している場合に控除されます。 控除額 <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>控除額</th> </tr> <tr> <td>一般の控除対象扶養親族</td> <td>330,000 円</td> </tr> <tr> <td>特定扶養親族</td> <td>450,000 円</td> </tr> <tr> <td>老人扶養親族</td> <td>450,000 円</td> </tr> <tr> <td>同居老親等</td> <td>380,000 円</td> </tr> <tr> <td>同居老親等以外</td> <td>380,000 円</td> </tr> </table>	区分	控除額	一般の控除対象扶養親族	330,000 円	特定扶養親族	450,000 円	老人扶養親族	450,000 円	同居老親等	380,000 円	同居老親等以外	380,000 円																													
区分	控除額																																										
一般の控除対象扶養親族	330,000 円																																										
特定扶養親族	450,000 円																																										
老人扶養親族	450,000 円																																										
同居老親等	380,000 円																																										
同居老親等以外	380,000 円																																										
		一般の控除対象扶養親族…扶養親族のうち、平成 16 年 1 月 1 日以前に生まれた人（年齢が 16 歳以上の人） 特定扶養親族…扶養親族のうち、平成 9 年 1 月 2 日から平成 13 年 1 月 1 日までの間に生まれた人（年齢が 19 歳以上 23 歳未満の人） 老人扶養親族…扶養親族のうち、昭和 25 年 1 月 1 日以前に生まれた人（年齢が 70 歳以上の人） 同居老親等…老人扶養親族のうち、あなたやあなたの配偶者の直系尊属で、あなたやあなたの配偶者と同居を常況としている人																																									
	16 歳未満の扶養親族	平成 16 年 1 月 2 日以後に生まれた扶養親族（年齢が 16 歳未満）については、扶養控除がありませんが、市民税・県民税の課税判定などをするために必要ですので、記入してください。																																									
⑳	基礎控除	すべての人が一律に控除されます。	控除額 330,000																																								

本築市長 様 令和 2 年度 市民税・県民税申告書兼国民健康保険税申告書

501-1292 本築市支路324番地

モリス タロウ 本築 太郎

国民健康保険税 181,700 国民年金 159,600

所得金額 7,288,923

収入金額 720,000

控除額 2,558,923

5 分離課税所得

7 寄附金に関する事項

事業専従者 本築 慎一郎 678901234567 収入 500,000

事業専従者  
あなたと生計を一にする配偶者や 15 歳以上の親族で、その事業に 6 ヶ月を超える期間もつぱら従事している人です。  
控除額は、各専従者について次の①及び②の金額のうちいずれか少ない金額が必要経費とみなされます。  
①500,000 円（配偶者である場合は 860,000 円）  
②事業にかかる所得金額 ÷（事業専従者 + 1）

\* 給与所得者のうち給与及び公的年金等以外（令和 2 年 4 月 1 日において 65 歳未満の人は給与所得以外）の所得がある場合には、その所得分に対する市民税・県民税を給与から天引きする（特別徴収）か、自分で窓口納付（普通徴収）するかを選択できますので、申告書右下の希望する方法に○印をつけてください。

⑳	雑損控除	あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族（総所得金額等が 38 万円以下の方）が災害や盗難、横領などにあった場合に控除されます。 損害金額（合計）…損害を受けたときの時価 + 災害関連支出の金額 保険金等で補てんされる金額…損害について支払いを受ける損害保険金や損害賠償金などの金額 災害関連支出の金額…災害により住宅家財等が滅失・損壊した場合の、取壊し又は除却のための支出その他付随する支出 雑損控除額…次の(1)及び(2)で計算した結果、いずれか多い方の金額 (1) 損害金額（合計） - 保険金等で補てんされる金額 - 総所得金額等の合計額の 10% (2) 災害関連支出の金額 - 5 万円
㉑	医療費控除	あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族の医療費を支払った場合に、下記で算出した金額が控除されます。（最高限度額 200 万円） （支払った医療費 - 保険金等で補てんされる金額） - （総所得金額等 × 5% か 10 万円のいずれか小さい額）
㉒	特例（セルフメディケーション税制）	あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族が健康保持増進や疾病の予防等の一定の取組を行い、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合に、上記の医療費控除に代えて下記で算出した金額が控除されます。 この特例を選択する場合は㉑の区分欄に「1」を記入してください。 （支払った特定一般用医薬品等購入費 - 保険金等で補てんされる金額） - 12,000 円（最高限度額 88,000 円）

1 収入金額等 及び 2 所得金額 所得金額 = 収入金額 - 必要経費

㉓	①	営業等	販売・飲食・サービス業など、及び外交員・大工など自由業から生ずる所得です。必要経費は商品の原価・租税公課・雇人費・地代家賃・減価償却費などです。収入金額や必要経費などを申告書裏面の「8 営業所得等計算」に記入してください。																																				
㉓	②	農業	農作物の生産、果樹の栽培、または家畜類の飼育などから生ずる所得です。収入金額や必要経費などを申告書裏面の「9 農業所得計算」に記入してください。																																				
㉓	③	不動産	地代・家賃・賃貸料など不動産などの貸付から生ずる所得です。必要経費は損害保険料・修繕費・減価償却費・借入金利子などです。収入金額や必要経費などを申告書裏面の「11 不動産所得の収入状況」に記入してください。																																				
㉓	④	利子	公社債および預貯金の利子などの所得です。																																				
㉓	⑤	配当	株式会社などの法人から受ける利益の配当、余剰金の分配などによる所得です。なお、一定の上場株式などの配当は、県民税として源泉徴収されますので、申告をしなくても良いこととなっていますが、申告をした場合は所得割で課税され、所得割額から配当割額が控除されます。配当の種類などは、申告書裏面の「12 配当所得に関する事項」に記入してください。																																				
㉓	⑥	給与	給与、賞金、賞与などの所得をいい、パートタイム、アルバイトによる収入を含みます。源泉徴収票のない人は、収入の内訳などを申告書裏面の「10 給与所得の内訳」に記入してください。 簡易給与所得表 <table border="1"> <tr> <th>給与等の収入金額(円)㉔</th> <th>給与所得(円)㉕</th> </tr> <tr> <td>～650,999</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>651,000～1,618,999</td> <td>収入金額㉔ - 650,000</td> </tr> <tr> <td>1,619,000～1,619,999</td> <td>969,000</td> </tr> <tr> <td>1,620,000～1,621,999</td> <td>970,000</td> </tr> <tr> <td>1,622,000～1,623,999</td> <td>972,000</td> </tr> <tr> <td>1,624,000～1,627,999</td> <td>974,000</td> </tr> <tr> <td>1,628,000～1,799,999</td> <td>収入金額㉔ ÷ 4 千円未満の端数切捨て B × 2.4</td> </tr> <tr> <td>1,800,000～3,599,999</td> <td>B × 2.8 - 180,000</td> </tr> <tr> <td>3,600,000～6,599,999</td> <td>B × 3.2 - 540,000</td> </tr> <tr> <td>6,600,000～9,999,999</td> <td>収入金額㉔ × 0.9 - 1,200,000</td> </tr> <tr> <td>10,000,000～</td> <td>収入金額㉔ - 2,200,000</td> </tr> </table>	給与等の収入金額(円)㉔	給与所得(円)㉕	～650,999	0	651,000～1,618,999	収入金額㉔ - 650,000	1,619,000～1,619,999	969,000	1,620,000～1,621,999	970,000	1,622,000～1,623,999	972,000	1,624,000～1,627,999	974,000	1,628,000～1,799,999	収入金額㉔ ÷ 4 千円未満の端数切捨て B × 2.4	1,800,000～3,599,999	B × 2.8 - 180,000	3,600,000～6,599,999	B × 3.2 - 540,000	6,600,000～9,999,999	収入金額㉔ × 0.9 - 1,200,000	10,000,000～	収入金額㉔ - 2,200,000												
給与等の収入金額(円)㉔	給与所得(円)㉕																																						
～650,999	0																																						
651,000～1,618,999	収入金額㉔ - 650,000																																						
1,619,000～1,619,999	969,000																																						
1,620,000～1,621,999	970,000																																						
1,622,000～1,623,999	972,000																																						
1,624,000～1,627,999	974,000																																						
1,628,000～1,799,999	収入金額㉔ ÷ 4 千円未満の端数切捨て B × 2.4																																						
1,800,000～3,599,999	B × 2.8 - 180,000																																						
3,600,000～6,599,999	B × 3.2 - 540,000																																						
6,600,000～9,999,999	収入金額㉔ × 0.9 - 1,200,000																																						
10,000,000～	収入金額㉔ - 2,200,000																																						
㉓	⑦	雑（公的年金等）	国民年金、厚生年金、各種共済年金、恩給など公的年金の所得です。 <table border="1"> <tr> <th>65 歳未満 昭和 29 年 1 月 2 日以後生</th> <th>公的年金等の収入金額(円)㉖</th> <th>公的年金等の雑所得(円)㉗</th> </tr> <tr> <td></td> <td>～700,000</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td></td> <td>700,001～1,299,999</td> <td>㉖ - 700,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,300,000～4,099,999</td> <td>㉖ × 0.75 - 375,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4,100,000～7,699,999</td> <td>㉖ × 0.85 - 785,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7,700,000～</td> <td>㉖ × 0.95 - 1,555,000</td> </tr> <tr> <th>65 歳以上 昭和 29 年 1 月 1 日以前生</th> <th>公的年金等の収入金額(円)㉖</th> <th>公的年金等の雑所得(円)㉗</th> </tr> <tr> <td></td> <td>～1,200,000</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,200,001～3,299,999</td> <td>㉖ - 1,200,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3,300,000～4,099,999</td> <td>㉖ × 0.75 - 375,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4,100,000～7,699,999</td> <td>㉖ × 0.85 - 785,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7,700,000～</td> <td>㉖ × 0.95 - 1,555,000</td> </tr> </table>	65 歳未満 昭和 29 年 1 月 2 日以後生	公的年金等の収入金額(円)㉖	公的年金等の雑所得(円)㉗		～700,000	0		700,001～1,299,999	㉖ - 700,000		1,300,000～4,099,999	㉖ × 0.75 - 375,000		4,100,000～7,699,999	㉖ × 0.85 - 785,000		7,700,000～	㉖ × 0.95 - 1,555,000	65 歳以上 昭和 29 年 1 月 1 日以前生	公的年金等の収入金額(円)㉖	公的年金等の雑所得(円)㉗		～1,200,000	0		1,200,001～3,299,999	㉖ - 1,200,000		3,300,000～4,099,999	㉖ × 0.75 - 375,000		4,100,000～7,699,999	㉖ × 0.85 - 785,000		7,700,000～	㉖ × 0.95 - 1,555,000
65 歳未満 昭和 29 年 1 月 2 日以後生	公的年金等の収入金額(円)㉖	公的年金等の雑所得(円)㉗																																					
	～700,000	0																																					
	700,001～1,299,999	㉖ - 700,000																																					
	1,300,000～4,099,999	㉖ × 0.75 - 375,000																																					
	4,100,000～7,699,999	㉖ × 0.85 - 785,000																																					
	7,700,000～	㉖ × 0.95 - 1,555,000																																					
65 歳以上 昭和 29 年 1 月 1 日以前生	公的年金等の収入金額(円)㉖	公的年金等の雑所得(円)㉗																																					
	～1,200,000	0																																					
	1,200,001～3,299,999	㉖ - 1,200,000																																					
	3,300,000～4,099,999	㉖ × 0.75 - 375,000																																					
	4,100,000～7,699,999	㉖ × 0.85 - 785,000																																					
	7,700,000～	㉖ × 0.95 - 1,555,000																																					
㉓	⑧	雑（その他）	著述家以外の人の原稿料や印税、講演料、生命保険年金など、他のいずれにもあてはまらない所得です。収入金額や必要経費などを申告書裏面の「14 雑所得（公的年金等以外）」に関する事項」に記入してください。																																				
㉓	⑨	総合課税の譲渡	土地建物など以外の機械・器具などの資産の譲渡による所得です。特別控除は最高 50 万円です。 短期 取得の日以後 5 年以内の譲渡 長期 取得の日以後 5 年超の譲渡（総所得金額に算入するのは 1/2 の額です。） 収入金額や必要経費などを申告書裏面の「13 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」に記入してください。																																				
㉓	⑩	一時	賞金、抽選当選金、払戻金、生命保険契約の一時金などの所得です。特別控除は最高 50 万円です。総所得金額に算入するのは 1/2 の額です。収入金額や必要経費などを申告書裏面の「13 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」に記入してください。																																				
5 分離課税所得 分離短期・長期譲渡所得、株式等譲渡所得、上場株式等の配当所得などがある人は、収入金額や必要経費などのわかる書類（明細書など）を添付してください。																																							

●生命保険料控除【控除の計算】

生命保険料控除額…一般分(A)、介護医療分(B)、個人年金分(C)の各保険料の計を下の表に当てはめて計算した金額の合計額	
旧契約	A・Cそれぞれの合計金額(円) 控除額(円)
	～ 15,000 支払った保険料の全額
	15,001 ～ 40,000 (A又はC)×0.5+7,500
	40,001 ～ 70,000 (A又はC)×0.25+17,500
	70,001 ～ 35,000
(※控除限度額 Aの控除額+Cの控除額=70,000円が上限)	
新契約	A～Cそれぞれの合計金額(円) 控除額(円)
	～ 12,000 支払った保険料の全額
	12,001 ～ 32,000 (A、B又はC)×0.5+6,000
	32,001 ～ 56,000 (A、B又はC)×0.25+14,000
	56,001 ～ 28,000
(※控除限度額 Aの控除額+Bの控除額+Cの控除額=70,000円が上限)	
新契約と旧契約の両方について控除の適用を受ける場合の適用限度額は、一般生命保険料控除・個人年金保険料控除について、それぞれ28,000円が上限	

●地震保険料控除【控除の計算】

地震保険料控除額…地震分、旧長期損害分の各保険料の計を下の表に当てはめて計算した金額の合計額					
	支払金額	控除額		支払金額	控除額
地震保険料	～50,000円	支払金額の1/2	旧長期損害保険料	～5,000円	支払った保険料の全額
				5,001円～15,000円	支払金額の1/2+2,500円
	50,001円～	25,000円		15,001円～	10,000円
地震保険料、旧長期損害保険料の両方の控除額がある場合は、25,000円が上限					

●市民税・県民税の計算方法



●均等割及び総合課税に係る所得割の税率

区分	市民税	県民税
均等割	3,500円	2,500円
所得割	6%	4%

※市民税均等割額及び県民税均等割額のうちそれぞれ500円は、東日本大震災に伴う復興に関し、緊急防災・減災対策の為に負担していただくものです。  
 ※県民税均等割額は、「清流の国ぎふ森林・環境税」1,000円を含んでいます。  
 ※譲渡(分離)所得分の税率等については、税務課へお問い合わせください。

●調整控除【税額控除の計算】

※5%の内訳は、市民税3%、県民税2%

合計課税所得金額	控除される金額	
200万円以下の金額	①個人住民税と所得税の人的控除の差の合計額 ②個人住民税の合計課税所得金額	①と②のいずれか小さい額の5%
200万円を超える金額	①個人住民税と所得税の人的控除の差の合計額 ②個人住民税の合計課税所得金額から200万円を控除した金額	①の金額から②の金額を控除した金額(5万円を下回る場合は5万円)の5%

●配当控除【税額控除の計算】

種類	課税所得金額	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
		市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
証券投資信託等	外貨建等証券投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
	外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

●寄附金控除【税額控除の計算】

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額が2千円を超える場合には、その超える金額の市民税は6%、県民税は4%に相当する金額(総所得金額等の合計額の30%が上限)	課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割合
	0円～1,950,000円	84.895%
1 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金 2 住所地の道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金 3 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの 4 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの	1,950,001円～3,300,000円	79.79%
	3,300,001円～6,950,000円	69.58%
	6,950,001円～9,000,000円	66.517%
	9,000,001円～18,000,000円	56.307%
	18,000,001円～40,000,000円	49.16%
	40,000,001円～	44.055%
ただし1の寄附金が2千円を超える場合は、超える金額に、右表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の市民税は3/5、県民税は2/5に相当する金額をさらに加算した金額(所得割の20%に相当する金額を超えるときは、その20%に相当する金額)	0円未満(課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有しない場合)	90%
	0円未満(課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有する場合)	地方税法に定める割合

●市民税・県民税の均等割、所得割の非課税基準額

市民税・県民税は、均等割・所得割それぞれに非課税限度額が設けられています。  
 均等割は前年の合計所得金額、所得割は前年の総所得金額等が限度額以下であればそれぞれ非課税となります。

	控除対象配偶者及び扶養親族がない場合	控除対象配偶者又は扶養親族がいる場合
均等割の非課税限度額(所得)	28万円	28万円×(扶養人数+1)+16.8万円
所得割の非課税限度額(所得)	35万円	35万円×(扶養親族+1)+3.2万円

また、障害者、未成年者、寡婦又は寡夫で、前年の合計所得金額が125万円以下の人は、市民税・県民税が非課税となります。